

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

様式第8（第10条、第18条関係）

電 気 用 品 例 外 承 認 申 請 書

平成17年12月1日

経済産業大臣 殿

住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1

名 称 経済産業株式会社

代表者 代表取締役社長 経済 太郎 印

電気用品安全法第8条第1項第1号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電気用品の品名

差込みプラグ、キャブタイヤコード、コードコネクタボディ

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

別紙1のとおり

3 対象となる技術基準

当該電気用品の主たる構造・絶縁耐力等は、次の規格に準拠している。

	<u>差込みプラグ</u>	<u>キャブタイヤコード</u>	<u>コードコネクタボディ</u>
欧州規格：	IEC 60884-1	HD 21	EN 60320-1

4 承認を申請する理由

別紙2のとおり

5 用途

パスポートを携帯している外国旅行者、外国人観光客を対象としたみやげ品

6 製造、輸入又は販売を予定する数量

別紙3のとおり

7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

外国旅行者及び外国人観光客（パスポート携帯者）

8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分

別紙4のとおり

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

別紙1（電気用品の構造、材質及び性能の概要）

（1）差込みプラグ IEC 60884-1 準拠品

構造 本品は、2本の丸ピン端子及び1つのアース用丸ピン受けを取り付けたインサート（中子）に、ビニルキャブタイヤ3心丸形コード（以下、コード）を接続し、その上から外郭を一体成形したコード付き差込みプラグである。コードと2本の丸ピン端子及びアース用丸ピン受けとは、圧着接続により電氣的接続をしている。また、コードの3心のうち、1心をアース用に使用している。

材質	外郭	塩化ビニル樹脂
	インサート（主絶縁体）	ポリブチレンテレフタレート樹脂
	丸ピン端子	黄銅（ニッケルめっき）
	アース用コンタクト	黄銅（ニッケルめっき）

性能 定格：AC250V 10A、 極の数：3

（2）コードコネクタボディ EN 60320-1 準拠品

構造 本品は、3個の刃受け、その刃受けを取り付けたインサート（中子）からなり、これらに外郭を一体成形したコードコネクタボディであって、3個の刃受けとコードとは、圧着接続により電氣的接続をしている。また、コードの3心の内、1心をアース用に使用している。

材質	外郭	塩化ビニル樹脂
	インサート（主絶縁体）	ポリアミド樹脂
	刃受け	りん青銅

性能 定格：AC250V 10A、 極の数：3

（3）キャブタイヤコード HD 21 準拠品

構造及び材質

導体	軟銅集合より線（32本/0.2mm、1mm ² ）
導体の種類	その他のもの
線心数	3心
絶縁体	ビニル混合物
外装	ビニル混合物
線心の構造	同一のもの
耐震性	ないもの
金属製の導体補強線	ないもの
形状	丸形（充実形）

性能 定格 AC300V、70℃、許容電流 10A

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクターボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

別紙2（承認を申請する理由）

本申請に係わる電気用品は、外国旅行者及び外国人観光客のみやげ品として販売するために外国の規格・配電電圧に基づいて輸入するものであります。

そのため、当該電気用品は、外国の規格に合わせた特殊設計品であり、外国旅行者及び外国人観光客専用のもので、日本国内での使用を前提としない特定の用途のものとして輸入・販売するため、電気用品安全法第8条第1項第1号の規定に基づく承認を申請するものであります。

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

別紙3（製造、輸入又は販売を予定する数量）

電源コードセット APE01 1 2 0 0 本

月別の販売計画（単位：本）

	06/1	06/2	06/3	06/4	06/5	06/6	06/7	06/8	06/9	06/10	06/11	06/12	計
APE01	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

別紙4（届出の年月日及び電気用品の型式の区分）

届出年月日： 配線器具：差込みプラグ 平成17年11月15日
 コードコネクタボディ 平成17年11月15日
 合成樹脂系絶縁電線類：キャブタイヤコード 平成17年11月15日

電気用品の型式の区分

(1) 差込みプラグ IEC 60884-1準拠品

要素	区分
定格電圧	125Vを超えるもの
定格電流	7Aを超え15A以下のもの
極の数（b寸法）	アース極を含めて3のもの
刃の取付けの方式	一体として成形されているもの
主絶縁体の材料	合成樹脂のもの
外角の材料	合成樹脂のもの
接続の方式	差込み型のもの（ロックナット式のものを除く）
防水構造	非防水型のもの

(2) コードコネクタボディ EN 60320-1準拠品

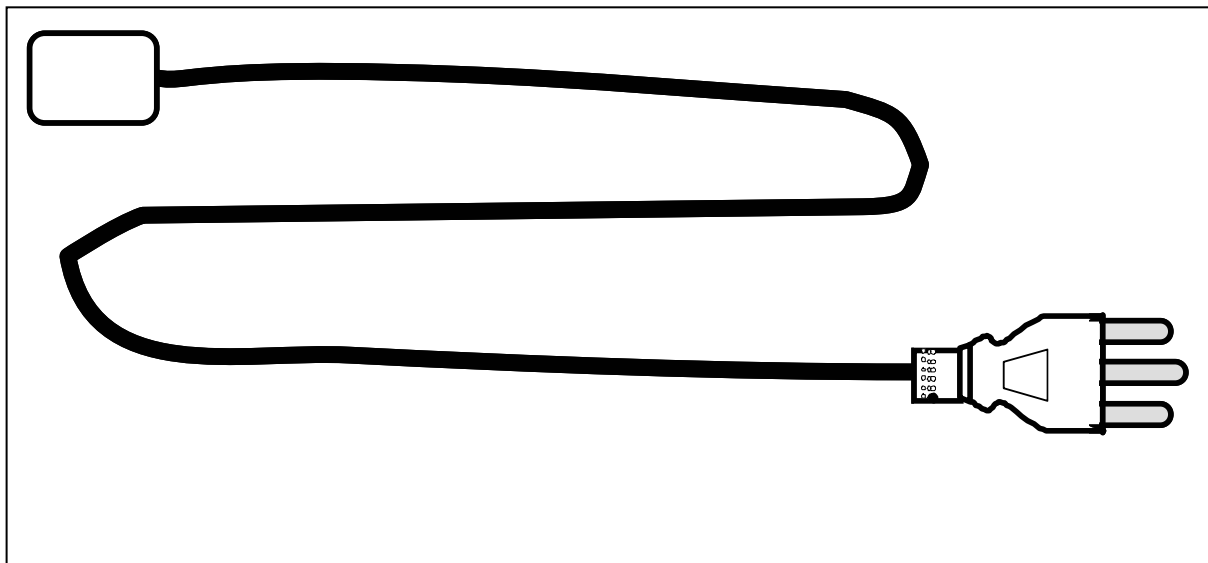
要素	区分
定格電圧	125Vを超えるもの
定格電流	7Aを超え15A以下のもの
極の数（b寸法）	アース極を含めて3のもの
接続の方式	差込み型のもの（ロックナット式のものを除く）
主絶縁体の材料	合成樹脂のもの
外郭の材料	合成樹脂のもの
スイッチ	ないもの
電線と器体との一体成形	あるもの
防水構造	非防水型のもの

(3) キャブタイヤコード HD 21準拠品

要素	区分
絶縁体の主材料	ビニル混合物のもの
外装の主材料	ビニル混合物のもの
導体の種類	その他のもの
線心の構造	同一のもの
耐震性	ないもの
金属製の導体補強線	ないもの

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

添付資料 1（電源コードセットの概観図（写真可））



電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクターボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

添付資料 2（電源コードセットの包装箱（包装袋）に行う表示の方法）

本申請の電気用品が確実に特定の用途に供されるために以下の表示を行います。

i. 表示ラベルの図面

この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありません
ので、日本国内ではご使用にならないでください。

パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。

THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.

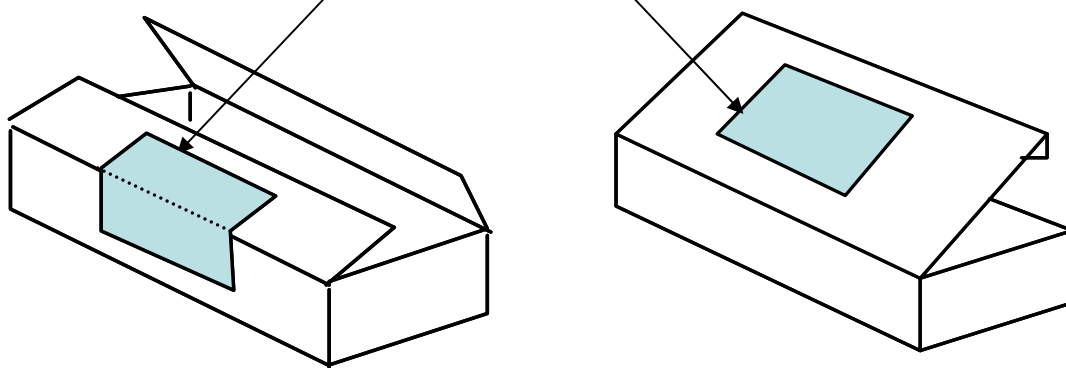
PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.

**ONLY THOSE WHO CARRY A
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.**

（外形寸法例：10 cm × 5 cm）

ii. 包装箱（包装袋）における表示状況

包装表示ラベル貼付位置（包装箱・袋を開いた時に貼付したラベルが破損しない位置とすること。）



注：以上は差込みプラグの形状が丸ピンである場合の例を示しています。
次ページの添付資料 3 は、差込みプラグの形状が国内でも使用できる
形状（平行刃）の場合のみ作成願います。

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクターボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

注：差込みプラグの形状が丸ピンの場合は、添付資料3は作成不要です。

添付資料3（電源コードセットに行う表示の方法）

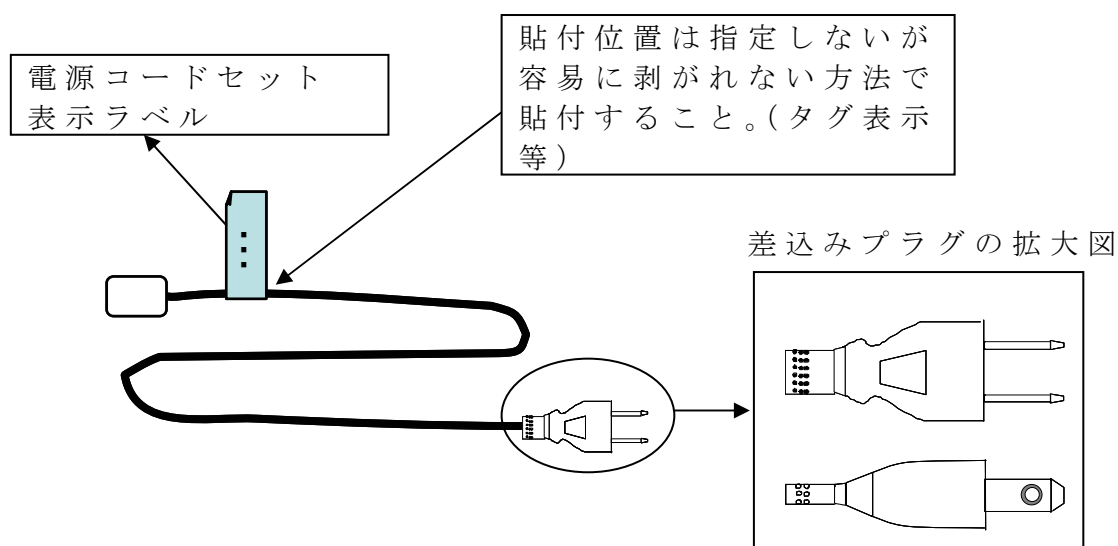
差込みプラグの形状が国内でも使用できる形状（平行刃）の場合のみ、電源コードセット自身に以下の表示ラベルを貼付します。

i. 表示ラベルの図面

この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありません
ので、日本国内ではご使用にならないでください。
パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。
THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.
PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.
ONLY THOSE WHO CARRY A
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.

（外形寸法例：8 cm × 3 cm）

ii. 電源コードセットにおける表示状況



電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例

添付資料 4（銘板表示）

1. 電源コードセット

1.1 プラグ型名：ABC-123D

10A 250V ～

ABC-123D

XYZ CHINA

1.2 キャブタイヤコード型名：EFG-456H 0.75mm²

EFG-456H XYZ CHINA <|VDE|> H03VVH2-F 0.75mm² LF M

1.3 コードコネクタボディ型名：JK-78L

XYZ CHINA

JK-78L

10
250 ～

電源コードセット（電気用品名「差込みプラグ」、「キャブタイヤコード」、
「コードコネクタボディ」）の場合の例外承認申請書記載例
添付資料5（例外承認申請者と販売店との間で取り交わす誓約書）

例外承認申請者名

誓約書

〇〇株式会社 殿

電気用品安全法第8条第1項第1号の規定に基づく例外承認申請の承認を受けた商品の販売にあたり、当社は下記の条件を厳守し適正販売を行うことを誓います。

販売事業者名

年 月 日
住 所

××株式会社 代表者（氏名）

1. 当該商品は、パスポートを携帯する日本人外国旅行者及び外国人観光客に限りみやげ品として海外諸国へ持参するもの、又は外国人観光客が自国へ持ち帰り使用するために販売するものであり、一般者には販売しない。
2. 当該商品は、一般商品と明確に区別するために製品包装及び機器本体正面の見やすい箇所に「日本国内では使用できない」旨のラベルが添付されていることを確認するとともに店頭でも「外国旅行者、外国人観光客対象品で日本国内では使用出来ない」旨の掲示を行う。

以上